# 別紙 特別補償規程

### 第1章 補償金等の支払い

### (当社の支払責任)

- (当社の支払責任)
  1条 当社は、当が大家能する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ機能な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を強ったときに、本家から第4 章までの規定により、旅行者又はその法定相談人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞後及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。前項の傷害には、身体外部から有毒ガス以右有善物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したきにを感化生する中毒症状(維統的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を給きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。
- (**義)** の規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2

- (2項の)サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいいます。 は素具、当社の使用人又は代理人が解散を密げる場合は、その告げた時 前分の解放の告知が行われない場合において、最後の速速・倍市機関等 4 航空機であるとさは、東各のかが入場できる所で場所からの退場時 の 熱電であるとさは、下部時 へ 鉄道であるとさは、尾部時 本 集研であるとさは、降本時 本 衛行機関であるとさは、 衛行機関であるとは、当該施設からの連場時 衛行機関気があるとせば、当該施設からの連場時とします。

### 第2章 補償金等を支払わない場合

- (補償金等を支払わない場合ーその1) 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いま
- 。 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りでは
- (2)

- りではありません。 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害につ

- (6) 旅行者の解映想、殊料又江心呼喪失、たたし、当該旅げりもパかりの小板の心臓がいては、この限りではありません。 (7) 旅行者の妊娠、出癌、早産、液産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき能多を検索する場合には、この限りではありません。 (8) 旅行者の刑の執行又は拘留者しくは入窓中に生じた事故 (9) 戦争、外国の成分行後、革命、改権奪取、内私、武装反乱その他これらに類似の事変 又は無動しての侵犯においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- たす。) 機能料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) 若しくは核燃料物質によ って汚染された物(原子体分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な 特性文はこれらの特性による事故 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた

- 事故
  (12) 第10 号以外の放射線照射又は放射能汚染
  当社は、原因のいかんを開わず、頭部底線群(いわゆる「むちうち能」)又は腰痛で他覚 底状のないものに対して、輸催金等を支払いません。
  (補償金等を支払かは、場合・その2) 各4 髪 当社は、国内所行を目的とする金融所行の場合においては、前条に定めるほか、次 の各号に振げる事前によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。 (1) 地策、戦火又は油波
  (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (2) 前男の事用に随伴して生じま事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (補償金等を支払力ない場合・その3) 第 条 当社は、次の舎ちに掲げる協言に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた 金周旅庁の旅行日報に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、 各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、 64分の行為が当該所行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払います。 (1) 旅行者がり勤業、原勤機行自転車大日でも、補償金等を支払います。 (2) 旅行者が自動車、原勤機付自転車大日モーターボートによる競技、競争、現行(いず れら練習を今入ます)、又は次端板 任他部隊を自向とする運転入は操縦をいいます。) をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又に頭動機付自転車を用いて退路上でより のことを行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又に頭動権行自転車を用いて退路上でより のことを行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又に頭動権行を報を用いて退路上でより (4億金等を支払います。) (4億金等を支払から14億金をとがしないとりためらそと、地方のいずれかに 第4金を支払から34倍金とが、日本のいでは、この者が 発達する事品がある場合には、他の者が受け取るべき金額については、この者が 別で返出りまためる場合には、他の者が受け取るべき金額については、この者が 別ではありませんの目と、もに関係をを支払かないことがあります。ただし、その者が 死亡補償金を予止がある場合には、他の者が受け取るべき金額については、この者が 別ではかりませんが、日本に対しては、他の者が受け取るべき金額については、この者が 別ではかりませんがある場合には、他の者が受け取るべき金額を使りていては、この者が 別ではかりませんがあり、(17下1回)といては、17下1回りではかりませんがあり、(17下1回)といては、17下1回)といては、17下1回りでは、1

- 限りではありません。
  (1) 暑力周 最力周泉 最力周別等構成具 暴力周別係企業その他の反社会的勢力 (以下「反 社会的勢力) といいます。)に該当すると認められること。
  (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認 められること。
  (3) 反社会の勢力を不当に利用していると認められること。
  (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

### 第3章 補償金等の種類及び支払額

- 既に支払った後遺職害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除

- 8条 当社は、旅行者が割し来の傷害を要り、その危険の活発として、半常の乗制に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、人族(仮廊による他歩火を変せる世界において、自宅等での治療が原理たちめ、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において 静族(原金することをいいます。以下この条において同様とします。) た場合は、又びこの条において同様とします。) た場合は、ために入れて同様とします。
- います。 (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合 イ 入院日数180日以上の修書を被ったとき。 ロ 入院日数180日以上180日未満の修書を被ったとき。 人院日数7日以上90日未満の修書を被ったとき。 二 入院日数7日未満の修書を被ったとき。

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合 イ 入院日数 180 日以上の傷害を被ったとき。 ロ 入院日数 90 日以上 180 日未満の傷害を被ったと ハ 入院日数 7 日以上 90 日未満の傷害を被ったとき
- ハー・ハルロ級・日本簿の傷害を被ったとき。 旅行者が入院しない場合においても、別支第3の各号のいずれかに該当し、かつ、阪師の指案を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- みなします。
  3 当社は、旅行者1名について入院児舞会と死亡諸僚会又は入院児舞会と後遺宿咨補債金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
  (通院異學会の支払い)
  第9条 当社は、旅行者が第1条の指答を披り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支援が手に、かっ一歳院 (原際による指療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること (往診を含みます。)をいいます。以下この条において間後とします。) た場合において、その目録 以下 15歳に目数」といいます。以下は、153日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。)が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
  - 支払います。 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - 5 万 円 2 万 円

- 異ないよれつへを適合には、その行計器を支払います。 (八展民舞金及び選携民舞金の支払いに関する特別的 10条 当社は、旅行者1名について入院に目板及び通常日数がそれぞれ1日以上となった。 らは、前2条の製圧にかかわたず、次の各別に掲げる以降金のうちいずれか金額の大きい もの (何額の場合には、第1号に掲げる6の)のかを支払います。 (1) 当該人居日数に対しませた数とかでき、入民野華金
- コ級人院口級に対し自住が支払うべき入院見舞金当該通院日数(当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。)に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院日報金
- ○プレル理及 第11条 旅行者が指条する航空機若しくは船舶が行方不明となってから、又は遭難してから 30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと権定します。 (他の身体務書又は疾患の影響)
- (他の身体障害又は疾病の影響) 12条、旅行者が非、条の傷客を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響 により、又は第1条の傷寒を被った後にその原因となった事後と関係なく発生した傷害若 しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に 担当する金額を決定してこれを支払います。

### 第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

- (傷害程度等に関する提明等の請求) 第13条 旅行者が第1条の傷害を終ったときは、当社は、旅行者とは死亡結構金を受け取る ・さ者に別し、総労の間と、たの大型のは要等について契則を求め、又は終 行者の身体の診療程とは近尾体の検索を水めることがあります。この場合において、旅行 オ又は死亡結婚を受け取るっさ者は、三柱のの外に協力しなければなりません。 ・ 旅行者又は死亡結婚を受け取るっさ者は、当社の問知しない事由により第1条の傷害を 様のたときは、総労の程度、その不限度となった事故の概要等について、当社に対し、当該 事故の目から、30日以内に婚告しなければひません。 第行者又は死亡結婚を受け取るつき者が、当社の関める正常を理由なく前2項の規定に 違反したとき又はその説明若しくは解析につき知っている事実を告げず、若しくは不実の ことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。 (補償金等の請求) 第1条 第1条 統督文は死亡権を受け取るできる第一条を告げる。

- ±幸の調水) 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとすると 当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりま
- 死亡補償会請求の場合

- ょす。 欠は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類につ いる事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支
- 第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害 について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

### 第5章 携带品捐害補償

- (当社の支払責任) 第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じ た機然本準成によってその所有の身の回り品(以下「補償対象品」といいます。)に損害を 被ったときに、本章の規定により、携帯品預害補償金(以下「損害補償金」といいます。)
  - 2支払います。 (**樹密結償金を支払わない場合ーその 1**) 17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払
- いません。 (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りでは もれません。

- 数 (報告補償金を支払力ない場合・その2) 第19条の2 当社は、賦行者が次の条号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、掲書補償金を支払力ないとうがあります。
  (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
  (2) 反社会的勢力に該当すると認められること。
  (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関サしていると認められること。
  (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  (補償対象品及びその範囲) 第13条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

- す。
  2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
  (1) 現金、小切手その他の有価距除、印版、切手での他これらに準するもの
  (2) カレジットカード、クーポン勢、航空等、バスボートその他これらに準するもの
  (3) 結本、設計書、図家、帳簿その他これらに準するもの (証気テープ、磁気ディスタ、シー・ディー・ロム、光ディスタ等情報器・ロンビュータ及びその端末装置等の周辺 機器)で成接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)及び自動率、原動機付自転率及びこれらの付高品。
- (5) 山岳登はん用具、探検用具その他これらに類するもの (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- (損害額及び損害補償金の支払額) 第19条 当社が損害補償金を支払 (接着額及**心接着補償金の支**払額) 19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、その 損害が生した地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生の直前の状態
- に復するに必要 な修繕費及び次条第 3 項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めること
- とします。 補償対象品の1 個又は1 対についての損害額が10 万円を超えるときは、当社は、そのも のの損害の額を10 万円とみなして前項の規定を適用します。 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1 金瀬旅行につき15 万円をも って限度とします。ただし、損害が旅行者14にかいて1回の事故につき3,000 円を超 えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。
- (機需の防止等) 第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったと たは、次の事項を履行しなければなりません。
- きは、次の事項を履行しなければなりません。
  (1) 損害の即継線に努めること。
  (2) 損害の限度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品について
  の保険契約の有無を、運動なく当日に通知すること。
  (3) 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について
  必要な手載をよること。
  (3) 註社は、旅行者が正当た更由なく前項第1号に違反したときは、防止軽減することができ

- (保険契約がある場合) 22 条 第 16 条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社 が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (代位) 第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠債請 来権を有する場合には、その損害賠債請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額 の限度内で当社に移転します。

別表第1(第5条第1号関係) 山岳登注人(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) ュージュ ボブスレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機 ターハンググライダー、マイタロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗 ジャイロコ ン搭乗その他これらに類する危険な運動

## 別表第2(第7条第1項、第3項及び第4項関係) 1 眼の障害 (1) 両眼が失明したとき。 (2) 一眼が失明したとき。(3) 一眼の矯正視力が0.6以下となったとき。 (4) 一眼の視野狭窄(さく) (正常視野の角度の合計の 60%以下 となった場合をいう。) となったとき。 2 耳の隙害 (1) 両耳の聴力を全く失ったとき。 (2) 一耳の聴力を全く失ったとき。 (3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せ 3 鼻の障害 鼻の機能に著しい障害を残すとき。 20% そしゃく、言語の障害 そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。 そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。 (4) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。5 外貌(ぼう) (顔面・頭部・頸(けい)部をいう。) の醜状 7 かまいたグ い回回 3600 が成りてから、つからない(1) 外貌(ぼう)に著しい機状を残すとき。 (2) 外貌(ぼう)に離状 (顔面においては直径2センチメートルの 郷館(はんこん)、長さ3センチメートルの線状痕(こん)程度 をいう。) を残すとき。 (1) 脊(せき)柱の障害(1) 脊(せき)柱に著しい奇形叉は著しい運動障害を残すとき。 (2) 脊(せき)柱に運動障害を残すとき。 (4) 育はさけに、建物解音を次すこと。 (3) 育はきおほこ希彩を表すとき。 「腕(再開節以上をいう。)、脚(展開節以上をいう。)の障害 (1) 一腕又は一脚を失ったと。 (2) 一腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く 一腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全く廃したと 35% - 暗▽けー期の機能に暗宝を発すとき 5% (4) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。 5% c。 (2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。 (3) 第一足指以外の一足指を第二趾(し)関節 (遠位指節間関節) 以上で失ったとき。 (4) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。 その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができ

## ないとき。 注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分を

- いいます。
  別奏第3(第8条第2項階係)
  (1) 両限の矯正視力が0.06以下になっていること。
  (2) そしゃく又は言語の機能を失っていること。
  (3) 両耳の駆射を失っていること。
  (4) 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
  (5) 一下肢の機能を失っていること。
  (6) 胸膜部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 。 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られて
- ) こと。 : の他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限ら

れていること。 (注)第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

神奈川県知事登録第 2-115 号

大和観光興業株式会社